

「文化芸術の振興に関する基本的な方針」 (第2次基本方針、平成19年2月9日閣議決定)

重点事項のフォローアップ (平成19～22年度)

(第2次基本方針の重点事項)

1. 日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成
2. 日本文化の発信及び国際文化交流の推進
3. 文化芸術活動の戦略的支援
4. 地域文化の振興
5. 子どもの文化芸術活動の充実
6. 文化財の保存及び活用の充実

(注1)本資料は、第2次基本方針の重点事項について、進捗状況及び成果と課題について、事務的に取りまとめたものである。

(注2)資料中、各項目に以下の記号を付して対応種別を記載している。
(●予算、▼税制、◆条約・法令等、■指導・通知その他)

1. 日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成

重点事項	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
------	--------	--------	--------	--------

①専門的人材の計画的・系統的な育成

<ul style="list-style-type: none"> ●新進芸術家の海外研修 ●新進芸術家の人材育成 (芸術団体人材育成支援事業等) 				
	■文化政策部会における検討(平成19年8月～平成21年7月) 審議経過報告『実演芸術家等に関する人材の育成及び活用について』(平成21年1月)			
<ul style="list-style-type: none"> ●メディア芸術振興創造プログラム (創造的人材の育成):若手クリエイター創作支援事業(新規) 				<ul style="list-style-type: none"> ●メディア芸術の人材育成(新規) :メディア芸術クリエイター育成支援事業、若手アニメーター等人材育成事業、海外メディア芸術クリエイター招へい事業

【成果】

○新進芸術家海外研修制度による平成19年度から平成22年度までの派遣人数は、延べ518人。各種コンクール等で受賞者を輩出している。

○芸術団体人材育成支援事業の支援件数は、制度創設時の平成14年度:56件から平成22年度:150件に増加しており、次代の芸術界を担う人材育成に貢献。

○若手クリエイター創作支援事業については、申請数が少なかったため、支援の在り方を見直し、平成22年度からは広くメディア芸術人材の育成支援を行う新事業へ移行。若手クリエイターの創作・展示機会の確保に加え、文化施設等との連携が促進された。

【課題】

○新進芸術家海外研修制度については、研修成果の還元機会を確保することやその後のフォローアップを行うことが必要。

○海外研修制度や文化芸術団体が取り組む人材育成事業については、制度や支援の在り方を含め、さらに効果的な方策を検討することが必要。

②文化芸術活動を支える人材(アートマネジメント担当者、舞台技術者等)の育成

<ul style="list-style-type: none"> (●芸術拠点形成事業) (●公立文化施設の活性化による地域文化力の発信・交流の推進) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アートマネジメント人材の育成(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アートマネジメント重点支援事業(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の芸術拠点形成事業 ●優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業(新規)
■文化政策部会における検討(平成19年8月～平成21年7月) 審議経過報告『アートマネジメント人材等の育成及び活用について』(平成20年2月)			
<ul style="list-style-type: none"> ●芸術団体人材育成支援事業 【再掲】			

【成果】

○アートマネジメント重点支援事業は、平成21年度:13施設を採択して実施。アートマネジメント専門職員の持つ知識や経験を他の職員等に還元するとともに、文化芸術活動に不可欠な事業の企画力や調整力等の向上を図ることができた。なお、平成22年度からは、劇場・音楽堂等が行う自主企画公演を支援する芸術拠点形成事業と一体的に実施することにより、一層高度なアートマネジメント人材育成を目指している。

【課題】

○アートマネジメント人材等の育成及び活用については、劇場・音楽堂が中心となって、地域住民や芸術関係者等とともに取り組む舞台芸術の公演等に合せて推進することが必要。

③無形文化財等の継承者養成のため、経済的に自立可能な環境の整備

- 無形文化財の伝承・公開
- 文化財保存技術の伝承等
- 芸術団体人材育成支援事業
【再掲】

【成果】

○重要無形文化財保持者等の指定・認定、選定保存技術保持者等の選定・認定は毎年着実に行っている。
○平成21年度の重要無形文化財の保持団体等における伝承者養成人数は530人、選定保存技術の保存団体における伝承者養成人数は1,616名となっている。

【課題】

○無形文化財や文化財の保存技術を確実に継承していくために、裾野を拡大した効果的な支援方策について検討が必要。

④質の高い文化ボランティア活動を活発にするための環境の整備

- 文化ボランティア活動推進事業

- 文化芸術創造都市の推進(新規)

【成果】

○平成21年度には文化ボランティア・コーディネーターの養成を11団体に委託して実施。
○文化ボランティア活動については一定の定着を見たことから、各地域・団体の取組に委ねるとともに、国による支援については、文化ボランティアに特化した事業は平成21年度限りとして発展的に解消し、その趣旨を「文化芸術創造都市の推進」に組み込んだところ。

【課題】

○「新しい公共」等近時の動向も踏まえ、文化ボランティア活動も対象に含めたインセンティブの喚起等による環境の整備を検討する必要。

2. 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

重点事項	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①現代の文化芸術創造活動の海外発信と海外の文化芸術振興への貢献				
●文化庁文化交流使の派遣等				→
●国際文化フォーラム				→
●日本文化の総合発信				→
●高校生による国際文化交流(新規)				→
●国際芸術交流支援事業				→
●メディア芸術海外展(新規)				→
●文化財海外交流展				→
			■文化庁長官表彰[文化発信部門](新設)	→
	■文化発信戦略に関する懇談会			

【成果】

- 文化交流使の派遣については、芸術、伝統芸能等の各分野で交流使を指名し、平成21年度までに延べ68名・10団体を57カ国に派遣。世界の人々の日本文化への理解の深化や日本と外国の文化人のネットワークの形成・強化が図られている。
- 国際文化フォーラムについては、平成21年度までに28カ国、216名の国内外の文化人等が出演し、文化芸術を取り巻く国際動向等について討論・意見交換等が行われ、世界に向けて日本文化を発信する場となっている。
- 日本文化の総合発信については、我が国の文化芸術団体等の活動を調査し、これらの情報について英語で海外に提供するウェブサイトの運用整備を実施。
- 高校生による国際文化交流については、平成21年度までに延べ208人の高校生を海外に派遣し、外国の高校生等との国際交流ワークショップ等を実施しており、国際的に活躍できる人材の育成等に資する機会となっている。
- 国際芸術交流支援事業については、平成19年度から平成22年度までに延べ399件を支援しており、国際交流の推進及び我が国の芸術団体の水準向上が図られている。
- メディア芸術海外展、文化財海外交流展については、それぞれ以下のとおり開催。

【メディア芸術海外展】

平成19～22年度に東アジア2カ国、欧州2カ国で開催し、我が国の優れたメディア芸術作品を紹介するとともに、海外のメディア芸術関連フェスティバルへも積極的に参加し、広く海外に向けて我が国のメディア芸術の発信を行っている(H19:中国・上海、H20:シンガポール、H21:オーストリア・ウィーン、H22:トルコ・イスタンブール(開催中))。

【文化財海外交流展】

H19:ソリアス・ドス・レイス美術館(ポルトガル)「日本陶磁の名宝」
H20:サンパウロ州立美術館(ブラジル)「色彩の開花:江戸の工芸」
H21:大英博物館(英国)「土偶展」
メトロポリタン美術館(米国)「侍の芸術展」

【課題】

- 我が国の文化芸術は諸外国から高く評価されているものの、日本文化全体に対する深い理解につながっているとは必ずしも言い難い。伝統文化から現代の文化芸術まで幅広い分野の日本文化を多様な手段により発信するとともに、そのための拠点形成を進めることが必要。
- 効果的な文化発信と国際文化交流を推進するために、相手国の関心分野や鑑賞者層を的確に捉えるための方策を検討し、同時に在外公館をはじめ国際交流基金の海外事務所や日本政府観光局海外事務所等の機関と積極的に連携することが必要。
- 特に東アジアの国々との関係を重視し、これら諸国への発信・文化交流を意図的に展開していく枠組みを構築し、十分な協議を行いながら施策を実施していくことが必要。

②「ジャパン・クール」として注目を集めるメディア芸術等の新しい文化芸術の国際拠点の形成

●情報拠点とネットワークの形成
(メディア芸術ラボラトリー支援事業(新規))

●メディア芸術の総合的発信
(メディア芸術祭、メディア芸術プラザ、メディア芸術海外展)

●メディア芸術情報拠点・コンソーシアム構築事業(新規)
●メディア芸術デジタルアーカイブ(新規)

●メディア芸術祭等
(メディア芸術祭、海外展、地方展、国内巡回展(新規)、世界メディア芸術コンベンション(新規)、メディア芸術部門会議(新規))

【成果】

○メディア芸術祭の応募作品数は、第1回の平成9年度:730点から平成21年度:2,592点に、海外からの応募割合は平成14年度:10%から平成21年度:26%へ大幅増。メディア芸術祭来場者へのアンケートでは、回答者の約9割が「また来たい」と回答(平成21年度)。

○メディア芸術祭等の情報を発信するメディア芸術プラザのセッション数は、平成20年度:133万から平成21年度:166万セッションに増加した。

【課題】

○広く国民に親しまれ、海外でも高く評価されているメディア芸術については、一層の振興を図ることが重要な課題であり、ソフト支援(メディア芸術の発信、展示、情報収集、創作活動の促進等)、ヒューマン支援(人材育成)を充実していく中で、関係機関の連携・協力による「メディア芸術情報拠点・コンソーシアム」の構築と、メディア芸術分野のデジタルアーカイブ化を進めることが課題。

○メディア芸術祭については、世界的フェスティバルとして一層充実することが必要。

③文化財保護の国際協力を積極的に推進

●文化財の国際協力の推進

◆無形文化遺産保護条約
:代表一覧表への記載(「雅楽」等13件)
◆ユネスコ・カテゴリー2センターの設立
をユネスコ総会で承認

【成果】

○「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」(平成18年)による基本的な方針(平成19年)に基づき、文化遺産国際協力コンソーシアムを通じて効果的な文化遺産国際協力を推進。

○緊急的な文化遺産国際事業として、以下4件について専門家を派遣して支援。

H18・19: インドネシア・ジャワ島中部地震被災状況調査

H19・20: ベトナムタンロン遺跡

H20: 中国四川省震災復興

H21: イタリアラクイラ中部地震

○文化遺産分野での継続的な人材育成を図るため、文化遺産国際協力拠点交流事業をこれまで7カ国9拠点で実施。アジア太平洋地域の世界遺産等の文化遺産保護に関する国際協力を充実させるため、文化遺産保護に関する研修を平成13年以降、継続的に実施(これまで延べ48カ国228人の専門家・技術者に対して実施)するとともに、同地域における無形文化遺産保護への支援を行うため、平成19年度より集団研修等を実施(延べ35カ国)。

○欧州の文化遺産国際協力の先進国であるイタリアと二国間交流を図るため、平成20年度から概ね5年間、両国の文化遺産の専門家による交流を行っている。

【課題】

○文化遺産国際協力に関する国民の理解増進を図るとともに、文化遺産国際協力コンソーシアムに参画する会員数を増加させ、体制の充実を図ることが必要。

○「アジア太平洋地域における無形文化遺産保護のための国際研究センター(ユネスコ・カテゴリー2センター)」を平成23年中に設立すること。

3. 文化芸術活動の戦略的支援

重点事項	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①水準の高い活動への重点的支援と地域性等にも配慮した幅広く多様な支援のバランスを図る				
<ul style="list-style-type: none"> ●優れた芸術活動への重点的支援等 ●芸術拠点形成事業【再掲】 ●メディア芸術の振興 ●芸術文化振興基金(日本芸術文化振興会) 				<ul style="list-style-type: none"> ●地域の芸術拠点形成事業【再掲】 ●優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業(新規)【再掲】
			●美術館・歴史博物館活動の基盤整備支援(新規)	
				▼所得税の寄附金控除適用下限の引下げ(5000円→2000円)
<p>【成果】</p> <p>○優れた芸術活動への重点的支援等の支援件数は、平成19年度:412件から平成22年度:460件に推移しており、芸術団体の自主公演数の増加と我が国の芸術水準の向上が図られている。</p> <p>○芸術拠点形成事業の採択施設は、創設時の平成14年度:19施設から平成22年度:36施設まで拡大し、創造発信型の劇場が増加。また、拠点施設のある都道府県数は14から25に増加し、創造発信型の劇場を有する地域の拡大が図られている。さらに、芸術監督等を申請要件のひとつとしたことにより芸術監督を置く施設が増加(平成14年度:14施設→平成22年度:25施設)。</p> <p>○メディア芸術の振興を図るため、平成22年度において、ソフト支援(発信、展示、情報収集、創作活動の促進等)とヒューマン支援(人材育成)を充実。</p> <p>○美術館・歴史博物館活動基盤整備支援事業では、平成21年度:50件(申請75件)、平成22年度:39件(申請72件)を支援。</p>		<p>【課題】</p> <p>○文化芸術活動に対する支援については、現在の支援制度が芸術団体にとって、自己収入の増加等のインセンティブが働かないとの指摘があるため、よりインセンティブが働く支援方法を検討・導入することが必要。</p> <p>○専門的な審査・評価を実施し、支援策をより有効に機能させるため、「日本版アーツカウンシル」の試行的導入が必要。</p> <p>○地域の文化芸術拠点において舞台芸術が創造・発信され、地域の人々が享受できる機会を充実するため、地域の核となる文化芸術拠点への支援の拡充が必要。</p> <p>○メディア芸術のより一層の振興を図るための方策について更に検討が必要。</p> <p>○美術館・歴史博物館の支援については、より支援対象館のニーズに合った効果的な支援方策について検討が必要。</p>		
②各種助成機関等の適切な役割分担を図るとともに、専門的機関を経由して助成する再助成制度の有効性を検討				
			■芸術創造活動特別推進事業及び芸術文化振興基金(日本芸術文化振興会)の助成事務を一元化	
<p>【成果】</p> <p>○平成21年度から芸術創造活動特別推進事業と芸術文化振興基金の助成事務を一元化したことにより、芸術団体の事務手続きの簡素化や審査の効率化が図られた。</p>		<p>【課題】</p> <p>○【再掲】専門的な審査・評価を実施し、支援策をより有効に機能させるため、「日本版アーツカウンシル」の試行的導入が必要。</p>		

4. 地域文化の振興

重点事項	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
------	--------	--------	--------	--------

- ①各地域における様々な公演・展示の拠点づくり等の活動に対する支援
 ②地域の文化芸術活動の関係者が交流する機会の充実
 ③地域文化の担い手の連携・協力の促進と地域の高等教育機関の地域文化振興への貢献

<ul style="list-style-type: none"> ●芸術拠点形成事業【再掲】 ●「文化芸術による創造のまち」支援事業 ●舞台芸術の魅力発見事業 ●ふるさと文化再興事業 			<ul style="list-style-type: none"> ●地域の芸術拠点形成事業【再掲】 ●優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業(新規)【再掲】 ●地域伝統文化総合活性化事業(新規)
---	--	--	---

【成果】

○【再掲】芸術拠点形成事業の採択施設は、創設時の平成14年度：19施設から平成22年度：36施設(期間中の採択施設合計数は53施設)まで拡大し、創造発信型の劇場が増加。また、拠点施設のある都道府県数は14から25(平成21年度)に増加し、創造発信型の劇場を有する地域の拡大が図られている。さらに、芸術監督等を申請要件のひとつとしたことにより芸術監督を置く施設が増加(平成14年度：14施設→平成22年度：25施設)。
 ○優れた舞台芸術の創造・発信を自ら行うことができる劇場・音楽堂を各地に育成するとともに、地域の文化芸術活動の活性化と地域住民の鑑賞機会の充実を図るため、平成22年度より新たに「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」を開始。
 ○ふるさと文化再興事業により、地域において守り伝えられてきた個性豊かな伝統文化保存団体等が実施する事業を支援(平成19年度：594件、平成20年度：440件、平成21年度：357件、平成22年度：297件)。
 ○各地域の主体的、総合的な取組を支援することにより、有形・無形の歴史的な文化遺産を活かしたまちづくりや伝統文化の確実な継承と地域の活性化に資するため、平成22年度から地域伝統文化総合活性化事業を実施。

【課題】

○文化芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方における文化芸術の鑑賞機会が少ない。地域の文化芸術拠点において舞台芸術が創造・発信され、地域の人々が享受できる機会を充実するため、地域の核となる文化芸術拠点への支援の拡充とその法的基盤の整備についての検討が必要。

- ④地域の文化力を地域経済や観光、教育、福祉等広くまちづくりに生かす

<ul style="list-style-type: none"> ■文化庁長官表彰[文化芸術創造都市部門](新設) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「歴史まちづくり法」に基づく歴史的風致維持向上計画の認定 		<ul style="list-style-type: none"> ●文化芸術創造都市の推進(新規) ●地域伝統文化総合活性化事業(新規)【再掲】
--	---	--	--

【成果】

○文化芸術創造都市のネットワーク参加都市数は平成21年12月時点で22都市となっている。
 ○国土交通省、農林水産省と連携し、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、平成22年9月現在、16市町の歴史的風致維持向上計画を認定している。

【課題】

○文化芸術創造都市については、各地において先駆的な取組が見られるものの、全国的な普及には至っておらず、ノウハウも十分ではないため、モデル事業を実施するとともに効果の検証を進めることにより各都市の施策推進に活用していくことが必要。
 ○地域の実情に応じた、より多様な文化芸術を活用したまちづくりの推進を図ることが必要。

5. 子どもの文化芸術活動の充実

重点事項	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①子どもたちが身近に伝統文化や現代の文化芸術に触れる機会の充実 ②学校や地域での文化芸術活動を地域ぐるみで支援する仕組みの構築 ③子どもの国際的な文化交流に一層力を注ぐ				
<ul style="list-style-type: none"> ●本物の舞台芸術体験事業 ●学校への芸術家等派遣事業 ●地域人材の活用による文化活動支援事業(新規) ●伝統文化こども教室事業の推進 ●高校生による国際文化交流(新規)【再掲】 				<ul style="list-style-type: none"> ●子どものための優れた舞台芸術体験事業(新規) ●地域伝統文化総合活性化事業(新規)【再掲】
【成果】 ○本物の舞台芸術体験事業は、制度創設時の平成14年度：438件から平成21年度：1,344件に増加。学校への芸術家等派遣事業は、制度創設時の平成14年度：176件から平成21年度：1,601件に増加。 ○本物の舞台芸術体験事業を行った学校へのアンケート(平成21年度)では、「豊かな心や感性、創造性を育むことができた」82.1%、「舞台芸術への関心を高めることができた」88.7%など高い成果が得られている。 ○次代を担う子どもたちに伝統文化を計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供する伝統文化こども教室事業を実施(平成19年度：4,171件、平成20年度：4,694件、平成21年度：5,232件、平成22年度：4,694件)。				【課題】 ○「子どものための優れた舞台芸術体験事業」については、今後、事業の効果の評価・検証の方法を検討しつつ、充実を図っていくことが必要。 ○各地域が主体的かつ総合的に、子どもたちを含め、伝統文化を体験する機会を提供するとともに、伝統文化に関する活動の普及・活性化を図ることが必要。

6. 文化財の保存・活用の充実

重点事項	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①文化財の保存・活用の充実、及び文化財を国民共通の財産として親しみ、守っていく機運の醸成				
◆文化財保護法に基づく指定等				
●文化財の保存修理等 ●文化財の防災施設の整備等				
●古墳壁画の保存活用等				
●史跡等の買上げ ●史跡等の保存整備・活用等 ●埋蔵文化財の発掘調査等				
●国宝・重要文化財等買上げ				
●無形文化財の伝承・公開【再掲】 ●文化財保存技術の伝承等【再掲】				
●NPO等による文化財活用				●地域伝統文化総合活性化事業(新規)【再掲】
●文化遺産オンライン構想の推進				
▼重要文化財等の保存等に係る税制上の優遇措置				

【成果】

○文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定し、保存と活用のために必要な措置を講じている。

		各年度4月1日現在			
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
国指定等文化財件数の推移					
指定					
重要文化財(うち国宝)		12,501件(1,073件)	12,011件(1,074件)	12,055件(1,076件)	12,709件(1,079件)
建築物		2,306件(213件)	2,328件(213件)	2,344件(214件)	2,359件(215件)
美術工芸品		10,255件(860件)	10,283件(861件)	10,311件(862件)	10,350件(864件)
重要無形文化財					
芸能	各個認定	38件(53人)	38件(56人)	36件(55人)	39件(58人)
	総合認定	11件(11団体)	11件(11団体)	11件(11団体)	12件(12団体)
工芸技術	各個認定	44件(57人)	40件(55人)	44件(50人)	42件(55人)
	保持団体	14件(14団体)	14件(14団体)	14件(14団体)	14件(14団体)
重要有形民俗文化財		205件	206件	207件	210件
重要無形民俗文化財		252件	257件	264件	266件
史跡名勝天然記念物(うち特別史跡名勝天然記念物)		2,014件(161件)	2,049件(161件)	2,056件(161件)	2,090件(161件)
史跡		1,572件(60件)	1,597件(60件)	1,614件(60件)	1,635件(60件)
名勝		308件(29件)	311件(29件)	313件(29件)	319件(29件)
天然記念物		934件(72件)	941件(72件)	939件(72件)	939件(72件)
選定					
重要文化的景観		2件	7件	15件	19件
重要伝統的建造物群保存地区		79地区	80地区	83地区	86地区
登録					
登録有形文化財(建築物)		5,913件	6,824件	7,407件	7,856件
登録有形文化財(美術工芸品)		4件	6件	9件	10件
登録有形民俗文化財		6件	10件	12件	16件
登録記念物		14件	28件	44件	51件
文化財ではないが保護対象となるもの					
選定保存技術					
保持者		45件(49人)	47件(51人)	47件(52人)	47件(52人)
保存団体		23件(24団体)	24件(26団体)	27件(28団体)	29件(31団体)

※1 重要文化財の件数は国宝の件数を含む。

※2 工芸技術の各個認定者は重複認定がある。

※3 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。

※4 選定保存技術については保存団体に重複認定がある。

【課題】

○国宝・重要文化財(建築物、美術工芸品)の価値を維持するため、適切な修理周期を目標とした計画的な保存修理、安全管理や防災・防犯対策の充実を図ることが必要。

○【再掲】無形文化財、文化財の保存技術を確実に継承していくために、裾野を拡大した効果的な支援方策について検討が必要。

○各地域において文化財の公開・活用に積極的に取り組むことができるよう、魅力ある活用環境の整備等の支援方

②文化財の総合的な把握を行う手法の検討

■文化財分科会企画調査会 （「歴史文化基本構想」等）

●文化財総合的把握モデル事業
（新規）

◆「歴史まちづくり法」に基づく歴史的風致維持向上計画の認定
【再掲】

【成果】

○「歴史文化基本構想」（各市町村が地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想）を策定する際の方向性や課題を得るため、平成20年度から3カ年にわたり、20地域（23市町村）で実際に構想を策定する委託事業を実施している。

○【再掲】国土交通省、農林水産省と連携し、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、平成22年9月現在、16市町の歴史的風致維持向上計画を認定している。

【課題】

○「歴史文化基本構想」を策定するに当たって、参考となる国の指針を提示していく必要。

○地域の多様で豊かな文化財を幅広く捉え、点としての保存・活用のみならず、線又は面として総合的な保存・活用を図ることが必要。

③ユネスコ世界遺産への推薦、登録の推進

●世界遺産普及活用事業

◆石見銀山遺跡とその文化的景観（平成19年7月世界文化遺産登録）

◆国立西洋美術館（本館）（「ル・コルブジエの建築と都市計画」の一部、平成20年2月推薦書提出）

◆北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群（暫定一覧表記載）

◆九州・山口の近代化産業遺産群（暫定一覧表記載）

◆宗像・沖ノ島と関連遺産群（暫定一覧表記載）

◆平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－（平成22年1月推薦書提出）

◆国立西洋美術館（本館）（「ル・コルブジエの建築と都市計画」の一部、平成21年6月第33回世界遺産委員会において『情報照会』の決議）

◆金を中心とする佐渡鉱山の遺跡群（平成22年7月現在、暫定一覧表への記載を了承）

◆百舌鳥・古市古墳群（平成22年7月現在、暫定一覧表への記載を了承）

【成果】

○平成5年以降現在までに、我が国から文化遺産11件、自然遺産3件が世界遺産一覧表に記載されている。

○平成19年7月には、「石見銀山遺跡とその文化的景観」が世界遺産に登録された。

○平成22年8月現在、11件の文化遺産と1件の自然遺産が世界遺産暫定一覧表に記載されている（了承段階のものを除く）。

【課題】

○ユネスコ世界遺産委員会における世界遺産登録に係る審査が厳しくなっているものの、関係地方公共団体と連携協力しながら推薦・登録を進めていくことが必要。